

# 御船町農業委員会会議録

令和5年1月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和5年1月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火) 13時26分～14時23分

2. 場 所 御船町保健センター2階研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1番 富田 早苗

会長職務代理者 2番 荒木 義一

委 員 3番 坂本 保男 委 員 9番 徳永 廣敏

委 員 4番 野田 孝光 委 員 10番 渡邊 義高

委 員 5番 藤岡 雅子 委 員 11番 芥川 誠

委 員 6番 大西 敬一 委 員 12番 福島 則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹崎 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 10番 渡邊 義高 12番 福島 則義

農地利用最適化推進委員 10名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条について

7 報告第1号 耕作証明書について

8 報告第2号 合意解約について

9 報告第3号 非農地判断について

10 報告第4号 許可不要転用届について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお  
願いします。定刻より若干早いですが、お揃いですので始めさ  
せていただきます。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいた  
します。本日は、10番 渡邊委員、12番 福島委員から欠席  
の連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農  
業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただ  
いておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。  
また、農地利用最適化推進委員10名のご出席をいただいでお  
ります。ありがとうございます。それではただいまより、1月  
の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委  
員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いいたしま  
す。

議 長 はい、こんにちは。今更ですけれど、明けましておめでと  
うございます。本年もよろしくお願いいたします。先程事務局から  
3年に1回の町の研修の件で連絡を受けました。コロナもあり  
予算が付かず、研修は無かったのですが、令和5年度も要求が  
通らなかつたということです。内部のことではあります、コ  
ロナの状況次第ではあります、今年末には旅行積立により  
研修旅行を行いたいと思っています。早速ではあります、始め  
させていただきます。それでは、本日の議事録署名委員を指名  
いたします。14番 吉田委員、2番 荒木委員よろしくお願  
いをいたします。それでは、議案第1号を提案いたします。事  
務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のと  
おり許可申請があつたので、意見の決定を求める。  
令和5年1月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
2ページをお願いします。今月は、4件の申請が上がって  
おります。順に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：677 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △

学校法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田

面積：1,330 m<sup>2</sup> 譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：409 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

4 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：512 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

田 3 筆畑 1 筆計 2,928 m<sup>2</sup>

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：601 m<sup>2</sup>  
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 亡〇〇〇〇相続財産  
譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：157 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：604 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

田 2 筆畑 1 筆計 1,362 m<sup>2</sup>

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：396 m<sup>2</sup>  
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 亡〇〇〇〇相続財産  
譲受人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

あと 7 筆ありますが筆数が多いので、読み上げは割愛させていただきます。田 7 筆畑 1 筆計 3,632 m<sup>2</sup>になります。

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：220 m<sup>2</sup>  
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。件数は少ないですけど、筆数が多く大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。それでは、申請番号①について担当の渡邊委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。12月19日に担当の渡邊委員と申請人と事務局と現地確認を行いました。まずは、場所の説明をいたします。説明資料

の 4 ページをお願いします。国道 445 号線を山都町方面へ向かいまして、滝尾橋を過ぎて直ぐ右手の方に広がっている農地に 2 筆、またそこから約 1 km 山都町方面へ向かって、横野橋を水越方面へ渡って直ぐ左手に広がっている農地に 2 筆あります。現況の写真が 5 ページと 6 ページにありますのでご覧ください。〇〇の 2 筆については、水稻を作付けされてきました。〇〇の 2 筆については、畑の状態となっていました。次に説明資料の 3 ページをお願いします。今回の申請については、譲渡人が農地を全て処分したいということで、譲受人に話を持って行ったところ、売買の合意が得られたということで申請されております。譲受人が学校法人ということで、不許可の例外規定にあたっております。3 条申請で農地が取得できるのは、基本的に 5 反要件を充たしている農業者と農地所有適格法人のみになりますけれども、今回の学校法人については、教育を目的とした事業に必要な農地ですよということで認められれば、取得が可能となっております。本件は、事業計画として、作付け・収穫体験を行うことにより、園児の食育・勤労意欲・自然体験を学ぶことを目的としておりますということを確認しております。3 ページの第 2 項第 1 号から第 7 号及び不許可の例外規定の要件については、該当する要件は全て充たしており許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、ご意見・ご質問他にございませつか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②についても事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。12 月 26 日に担当の渡邊委員と上田委員と申請人と事務局とで現地確認を行っております。場所の説明をします。資料の 9 ページをお開きください。申請番号①の案件とほぼ同じ場所になります。国道 445 号線を山都町方面へ向かいまして、滝尾橋を過ぎて直ぐ右手の方に広がっている農地の 3 筆となっております。10 ページと 11 ページに現況の写真が載っております。3 筆とも水稻が作付けしてありました。今回の申請については、所有者が亡〇〇〇〇相続財産となっております。相続者がいないということで、司法書士の方が財産管理人として

管理されている状況です。譲受人が利用権設定をされていて、耕作されていることから、売買の合意が得られましたということで申請になっております。8 ページをお願いします。第 2 項第 1 号から第 7 号において、該当する要件は全て充たしております。許可相当と判断しますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件は、行政書士が代行して財産の管理をしているということで、後継ぎがないということですか。

事務局 そうです。

議 長 余計なことかもしれませんが、処理後の金銭はどうなりますか。  
事務局 国に入っていきます。

議 長 親戚もいないということですか。

事務局 いらっしゃらないということです。相続放棄されている可能性もあります。

議 長 ご意見・ご質問にございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③についても事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、こちらも 12 月 26 日に渡邊委員と上田委員と申請人と事務局と現地確認を行っております。場所の説明をします。資料の 14 ページをお開きください。こちら先程の案件と同じような場所になっています。国道 445 号線を山都町方面へ向かって、滝尾橋を過ぎて今度は左手の方に広がっている農地の一部になっております。現況の写真は 15 ページから 17 ページにありますのでご覧ください。8 筆のうち 4 筆は水稻を作付けされていますが、17 ページの写真のように耕作されていない農地が 4 筆あります。こちら申請番号②と同じように亡〇〇〇〇相続財産ということで、譲受人が耕作されている農地になりますので、そのまま売買される形になっております。13 ページをお願いします。第 2 項第 1 号から第 7 号に該当する要件は全て充たしており、許可相当と判断しますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。先程の案件と一緒になります。ご質問・ご意見はございませんか。

3 番 担当の農業委員が欠席の場合、推進委員が代わって説明をする

ことはできませんか。

議長 推進委員は、議案について自由に質疑し、意見を述べる事ができるようにしております。

3番 議長 そのように理解しているつもりではありますが。

事務局 役割分担をはっきりするために、事務局が説明をしております。

議長 推進委員は、オブザーバー的な立場になります。

議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について森田委員の担当ですので、説明をお願いします

7番 まず、場所の説明をします。〇〇〇〇と御船高校の信号の間に〇〇〇〇があります、その隣の農地になります。説明資料の21ページに写真がありますけれども、現在は荒れた状態になっています。19ページの調査書をお願いします。ご覧の通り問題になるような項目はございません。許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ご意見・ご質問ございませんか。

2番 写真で見る限りは、農道が見えませんが。

7番 農地から見れば、〇〇〇〇の反対側に農道があります。

議長 他に、ご意見・ご質問ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和5年1月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今月は、申請が5件出ております。使用貸借権が3件、所有権移転が2件です。順番に読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：201㎡

貸人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△ - △ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△ - △ - △

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△の一部 地目：田

面積：1,256 m<sup>2</sup>のうち 10 m<sup>2</sup>

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △  
株式会社 〇〇〇〇

転用目的：看板用地

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△の一部 地目：田

面積：1,083 m<sup>2</sup>のうち 10 m<sup>2</sup>

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △  
株式会社 〇〇〇〇

転用目的：看板用地

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田

面積：1,108 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町△ - △  
有限会社 〇〇〇〇

転用目的：特定建築条件付売買予定地（3区画）

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：985 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △  
〇〇〇〇株式会社

転用目的：貸駐車場

以上です。審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①から、  
担当の吉田委員説明をお願いいたします。

14 番 はい。はじめに場所の説明をします。説明資料の 25 ページを  
ご覧ください。12月22日に福島委員と田中委員と事務局で現地  
を確認し、申請人の代理人が立ち会いました。場所は、国道  
443号線を益城方面に向かう際に北木倉の看板のある道路を  
左側に入った落合集落に位置し、〇〇商店の倉庫の裏側にある  
農地となります。現況の写真は、27ページを見てください。一

部駐車場になっており、奥の方が法面用地になっております。申請地は第1種農地で、転用面積は201㎡になります。土地利用計画の内容としては、専用住宅、庭、駐車場を設け利用する計画になります。次に23ページをお開きください。一般基準の項目は、全て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②についても担当の吉田委員説明をお願いいたします。

14番 はい。12月22日に福島委員と田中委員と事務局で現地を確認しました。今回は、2件まとめて説明いたします。場所は、説明資料は29ページをご覧ください。国道443号線沿いにあるホームセンター前の道路をはさんだ向かいにある農地になります。申請地は、水稻を作付けしている農地です。申請地は農用地区域内農地で、面積は両方とも10㎡になります。土地利用計画の内容としては、看板を設置する計画になります。一般基準の項目は、全て適当と判断します。看板撤去後は農地に戻されることは、申請者に確認しています。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。

2番 畦に設置されるのですか。

事務局 一ヶ所は、畦に設置されます。

議長 これは、用地買収に対しての看板設置でしょう。期限が来たら返却されるとは、どうゆうことでしょうか。申請番号②は後で、農地に戻すということですか。申請番号③は、買収用地内ではないですか。

14番 申請番号③の方は、畦に設置されるようです。

議長 買収の範囲はどこまでですか。

事務局 申請番号②も申請番号③も、来年度予定の買収用地の中に入っています。

議長 撤収するとありますが、当たり前のことではないですか。そこ

- のところは、わざわざ謳う必要がありますか。
- 7 番  
事務局  
議長  
事務局  
議長  
事務局
- それまでの間、設置するということですね。  
そういうことになります。  
〇〇建設予定地の看板を設置するということですね。  
貸物流倉庫のテナント募集という、広告看板が設置されます。  
開発が1件ずつ出ますので、案件が2件になっております。  
不動産業者は1社だけど、中に入る建設業者等が異なるということですか。  
事業申請が2件ということで、5条の申請も2件になっております。
- 7 番  
事務局
- 前もって、テナント募集の看板を建てるということで、最終的には、今回の申請地も買収用地に含まれるということ、同じ業者が携わっているということですね。  
そういうことです。
- 8 番  
議長  
事務局
- 町と立地協定を結んだという新聞記事があったと思います。条件の良い農地が潰れていくように感じます。  
譲受人が土地を購入し、貸倉庫を建設するということですか。  
ご質問・ご意見ございませんでしょうか。
- 3 番  
事務局
- 町が主体的に用地を用意し、企業を誘致したということですか。それとも、企業側からの申し出があつてからのことだったのででしょうか。ちなみに、面積はどのくらいになりますか。  
面積は、3.6ha と 1.2ha だったと思います。約 5ha になります。
- 3 番  
事務局
- 5ha に倉庫等が建設されるのですか。そういう話が来たので、町が対応したということですか。  
農業委員会としては、申請が上がったので対応したということです。農地を守る立場ではありますので。農振除外の全体見直しをしていますので、その中の一部にはなります。正式には、農振除外が来年の3月末になります。それまでは、開発も転用も上がりません。
- 議長  
事務局  
3 番
- 企業誘致の関係で農振を外すということですか。  
明確な開発要件が出れば、農振除外の対象になります。  
企業が来れば地権者は歓迎されるかも知れませんが、我々農業委員会として優良な農委が減少していくのを傍観しているような感じがします。町全体から見れば良いことなのかも知れませんが。

- 事務局 意見書の記入がありますので、そちらの方でも対処したいと思  
います。基本的に明確な開発理由の要件があり、農振除外の基  
準に合えば、当然何等かの対応をしていかなければなりません。
- 7 番 色々難しいところがあります。企業誘致をしないと、農業だけ  
では立ちいかない状況ではあります。要件を充たさないと、農  
振の解除はできません。行政が工業団地を造成して企業を誘致  
するのが一般的ではあります。現在御船町では、そういった手  
法は取っていません。企業からのオファーがあって、町が動い  
ているといった状況です。基盤整備済の農地に安易に誘致する  
ことはないと思いますが、今後もインターチェンジ周辺は、誘  
致関係が進んでいくものと思われます。
- 議 長 私の意見としては、御船町も他の自治体のようにした方が良く  
と思います。今のままでは、優良農地が虫食いのような状態が  
進んでいくのではないのでしょうか。工業地、商業地とある程度  
すみ分けた方が、町として発展するのではないのでしょうか。
- 7 番 なかなかそれが難しいのです。
- 議 長 インターチェンジから 300m以内だったら、農振地区でも転用  
できる決まりがあったと思います。
- 事務局 その範囲内は、第 3 種農地になります。農振地区でしたら、農  
振除外から入らないといけません。
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。  
続きまして、申請番号④についても担当の徳永委員説明をお願  
いいたします。
- 9 番 はい。12 月 22 日に川地推進委員と事務局と申請人の代理人  
と現地確認を行いました。場所は、説明資料の 41 ページをご  
覧ください。〇〇集落のどちらかというとなの方になります。  
周りは住宅地であります。43 ページの左下の写真を見て頂くと、  
大きな排水路があります。この排水路に沿うような形で農  
地がありますが、近年まで田んぼとして管理されていましたが、  
現在は草が生えている状態です。特定建築条件付売買予定地と  
して出ております。選定理由としては、近隣に大型商業施設が  
建設されていることが大きく、学校や医療施設も充実しており  
ます。広さは 1141.24 m<sup>2</sup>になります。給排水の計画は十分なさ  
れていまして、特に雨水については浸透柵にて処理し、余剰水  
は水路へ放流するとのことです。場所的には、好条件であると

思います。39 ページをお願いします。第 2 項の第 1 号から第 7 号に該当する要件は適当と判断されます。皆様のご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。〇〇集落内は空き地がなくなってしまいそうですね。ご質問・ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願ひいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤については森田委員の担当ですので、説明をお願ひいたします。

7 番 はい。説明資料は 46 ページからになります。12 月 26 日に池田委員と永本委員と事務局で現地を確認し、申請人が立ち会いました。はじめに場所の説明をします。49 ページをご覧ください。上益城消防署と恐竜公園の間に道を進んだ、消防署の裏になります。現況の写真は、51 ページを見てください。現地は、現在荒地になっております。申請地は第 3 種農地で、面積は 985 m<sup>2</sup>になります。次に、48 ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、従業員駐車場、臨時駐車場及び転回広場を設け利用する計画になります。次に 47 ページをお開きください。一般基準の項目は、全て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。この立地で貸駐車場とはどうゆうことでしょうか。

7 番 特に近くの飲食店の駐車場にということで、説明を受けております。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願ひいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 3 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 6 ページをお願いします。  
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。  
令和 5 年 1 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。  
7 ページをお願いします。新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 9 件です。合計値のみ読み上げます。田の 46,080 m<sup>2</sup>、畑の 2,692 m<sup>2</sup>、計の 48,772 m<sup>2</sup>。続いて 8

ページです。再設定分の利用権設定等状況一覧表です。今月は5件です。田の12,895㎡、計の12,895㎡です。続いて9ページをお願いします。こちらが、農地中間管理機構を通した貸し借りの分になります。田の6,064㎡計の6,064㎡です。続いて、10ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年1月10日提出 上益城郡御船町

11ページをお願いします。令和5年第1回農用地利用集積計画総括表になります。今月分から読み上げます。田の65,039㎡内再設定が12,895㎡、畑の2,692㎡、計の67,731㎡内再設定が12,895㎡です。続いて右側の本年累計です。田の65,039㎡内再設定が12,895㎡、畑の2,692㎡、計の67,731㎡内再設定が12,895㎡です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして報告事項ですけれども、1号から通して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の12ページをお願いいたします。

報告第1号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和5年1月10日提出 御船町農業委員会

13ページに1件、耕作証明書の写しを添付しておりますのでご確認ください。続いて14ページです。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和5年1月10日提出 御船町農業委員会

今月は5件合意解約が出ておりますので、ご確認をお願いします。続いて18ページです。

報告第3号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和5年1月10日提出 御船町農業委員会

19ページに非農地判断をした一覧表に4筆掲載しておりますので、ご確認をお願いします。20ページには、非農地否認となった2筆を掲載しておりますので、こちらもご確認をお願いいたします。

21 ページをお願いします。

報告第 4 号

許可不要転用届が別紙のとおり届出があったので、報告する。

令和 5 年 1 月 10 日提出 御船町農業委員会

今回は 1 件出ておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

議 長  
事務局

許可不要転用届について、説明をお願いします

許可不要転用届について説明します。今回の件は、携帯電話の基地局を設置する場合がありますが、町の方に意見照会がありますので、それにお答えしたのちに、許可不要転用届をすることによって、通常の 3 条とか 4 条・5 条の許可と違い転用を認めるということです。

議 長  
事務局  
議 長

要約すると今回のような場合、通常の申請を省略し特例で許可しますということですね。

はい。

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

14 番

㊞

2 番

㊞